

介護・障害福祉サービスの崩壊を防ぐための新型コロナウイルス対策としての

第2次補正予算に関する要望

令和2年5月19日
共同会派厚生労働部会

介護・障害福祉の現場は、濃厚接触を避けることが極めて困難であり、感染した際の重篤化リスクが高いとされる高齢者等にサービスを行うため、徹底的な感染症対策が求められている。

介護・障害福祉の現場では、マスクや消毒液が不足し、政府による対策も十分でない中で、施設内感染も発生している。介護・障害福祉従事者は、自身の感染リスクのみならず、万が一にも自分が利用者を感染させてはならないと神経をすり減らし懸命な努力を続けているが、介護・障害福祉の現場では限界が近づいている。

欧米では、新型コロナウイルス感染症による死者のうち、半数以上が高齢者施設での死者とされている。政府は、先般の補正予算において、感染者が発生した介護事業所等に対して危険手当的なもの（仮称：コロナ手当）にも対応できる支援を盛り込んだものの、今後の感染予防に対する財政支援としては甚だ不十分である。

こうした状況に鑑み、介護・障害福祉サービスの崩壊を防止するため、早急に次の支援策を講ずるべきである。

1. 介護・障害福祉従事者等への危険手当の支給

政府は、先般の補正予算において、感染者が発生した介護事業所等に対して、職員の確保に関する費用などのかかり増し経費について、危険手当的なものも含めて対応できる支援を盛り込んでいるが、対象はごく一部に限られ、今後の感染予防に対する財政支援としては甚だ不十分である。

このため、危険を負って働く全ての介護・障害福祉従事者等に対して、3万円の危険手当を支給すべきである。

(対象者数：約253万人（常勤換算）×3万円=所要額：約759億円（全額国費）)

2. 介護・障害福祉事業所等を支援する「サポート・チーム」の構築

介護・障害福祉の事業所等においては、小規模なところも多く、十分な感染症対策ができなかったり、感染者が発生した場合に適切な対応を行うことが困難な状況が見受けられる。

このため、介護・障害福祉事業所等に対して、感染予防のアドバイスをするほか、感染者が発生した場合に人的応援も含めた支援等を行う「サポート・チーム」（国が全国から有資格者を募りチームに入る応急的対応を含む）を都道府県単位で構築し、地域の介護・障害福祉サービスの崩壊を防ぐべきである。

3. マスク等の衛生用品等の安定的供給に向けたプッシュ型支援の構築

政府による支援が実施されているものの、依然として、現場においては、マスク、グローブ、消毒液、防護服等の衛生用品が不足している状況は改善されていない。

このため、政府において、介護・障害福祉従事者数、使用頻度等を踏まえ、科学的に必要量を算出した上で、衛生用品等の安定供給に向けて早急にプッシュ型支援を構築すべきである。

4. 介護・障害福祉事業所等の減収補償等

新型コロナウイルス感染症は、多くの介護・障害福祉事業所等の経営に深刻な影響を及ぼしている。デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプ、放課後等デイサービス等では、施設の休業や利用者の利用控えによる減収は甚だしく、現行の政府の減収補償では全く不十分である。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響による介護・障害福祉事業所等の減収を補償する措置を講ずるとともに、また、ケアマネジャーへのコロナ対策ケア計画策定手当を創設すべきである。

5. 利用者、介護・障害福祉従事者と家族のPCR検査希望者の優先実施

介護・障害福祉事業所等はクラスター感染が起きやすい状態にあり、また、一般的に病院と老人保健施設を行ったり来たりしている高齢者が少なくないといった実態もある。

このため、介護・障害福祉サービスの利用者、介護・障害福祉従事者と家族に対して、希望する場合にPCR検査を優先して実施すべきである。